教育システム情報学会

Japanese Society for Information and Systems in Education

ニューズ・レター No.184

JSiSE

発行日 2013年5月31日
発行所 教育システム情報学会
発行者 前迫 孝憲

〒533-0005
大阪市東淀川区瑞光3丁目3-25-101号
TEL06-6324-7767 FAX06-6324-7767
http://www.jsise.org/
E-mail：secretariat@jsise.org

第 38 回 JSiSE 全国大会のご案内

テーマ 「地域に根ざし、世界や世代を繋ぐ教育システムを目指して」

http://www.jsise.org/taikai/2013/

■ **開催日時：** 2013 年 9 月 2 日(月) ～ 9 月 4 日(水)
■ **会　　場：** 金沢大学 角間キャンパス（〒920-1192 金沢市角間町）
■ 主　　催： 教育システム情報学会
■ 大会日程：

9 月 2 日（月）	
午前	プレカンファレンス
昼	開催大学挨拶・基調講演・企業セッション
午後	一般セッション
夜	ウエルカムパーティ
9 月 3 日（火）	
午前	一般セッション
昼	理事会・総会・特別講演
午後	企画セッション
夜	懇親会
9 月 4 日（水）	
午前	一般セッション
昼	招待講演
午後	公開フォーラム・クロージングセッション

(*) 大会日程は変更の可能性があります.

●○●○●○●○●○●○●○●○●○≪ も く じ ≫○●○●○●○●○●○●○●○●○●

2013 年度第 38 回全国大会開催のご案内・・・・1-3
2013 年度第 3 回研究会 発表募集・・・・・・・4-5
2013 年度研究会年間予定・・・・・・・・・・・5
2013 年度第 2 回研究会 参加募集・・・・・・・・6
2013 年度第 1 回研究会 開催報告・・・・・・・・6
国際会議のご案内・・・・・・・・・・・・・7-8
新入会員のご紹介・・・・・・・・・・・・・・9
事務局より/協賛・後援のお知らせ・・・・・・10
法人化検討委員会より・・・・・・・・・・11-31

■ 宿泊について

大会期間中は，例年金沢のホテルが大変混雑するとの情報があります．できる限り早めに宿泊予約をされることをお勧めします．大会 Web サイトの宿泊情報もご覧ください．

宿泊情報: http://www.jsise.org/taikai/2013/lodging.html

■ 参加申込のスケジュール

大会 Web サイトから申し込みを行ってください．
投稿締め切りの後に，参加申し込みが開始されます．
発表者には，参加申し込み開始時にメールでご連絡いたします．

○ 2013 年 6 月 17 日(月)　投稿締切
○ 2013 年 6 月 19 日(水)　参加申込開始
○ 2013 年 8 月 2 日(金)　参加申込締切(郵便振替)
○ 2013 年 8 月 12 日(月)　参加申込締切(クレジットカード)

■ 大会参加費

事前申込	当日申込
一般会員： 7,000 円 学生会員： 3,000 円 非会員（学生以外）： 10,000 円 非会員（学　　生）： 5,000 円 論文掲載料 : 1,000 円 (論文一編につき)	一般会員： 8,000 円 学生会員： 4,000 円 非会員（学生以外）： 11,000 円 非会員（学　　生）： 6,000 円
全国大会当日，またはそれ以前に入会手続きを行われる場合は，会員料金でお申し込みいただけます．	
[懇親会費] 一般： 未定　　学生： 未定	[懇親会費] 一般： 未定　　学生： 未定

参加費等の支払いの詳細は，大会 Web サイトをご覧ください．
プレカンファレンスのみに参加する場合は，大会参加登録，および参加費の支払いは不要です．

■ プログラム

プログラムは現在作成中です．最新の状況は大会 Web サイトに掲載いたします．

○ 基調講演（9 月 2 日(月)）
前迫孝憲氏（教育システム情報学会長，大阪大学大学院人間科学研究科・教授）

○ 特別講演（9 月 3 日(火)）
石丸成人氏（石川県企画振興部次長）
「大学と地域の連携について（仮)」

○ ウエルカムパーティ（9 月 2 日(月)）
金沢大学・学生食堂にて開催

■ 予稿集について

前回大会より予稿集の印刷を廃止し，CD-ROM，および Web による配布としております．Web 版の予稿集は，8 月 26 日(月)に大会参加者のみに公開され，2014 年 1 月 31 日(金)に一般公開されます．

■ 企業展示・広告の募集

企業展示・広告を募集いたします．お申し込み先など，詳細は大会 Web サイトをご覧ください．

■ 協賛金のお願い

大会運営のための諸費用として使用させていただく協賛金を募集しております．ご協力賜りますよう，よろしくお願い申し上げます．詳細は大会 Web サイトをご覧ください．

■ 大会事務局

〒533-0005 大阪市東淀川区瑞光 3 丁目 3-25 パティオ白川 101 号
教育システム情報学会 第 38 回全国大会 実行委員会
E-mail： jsise-desk@bunken.co.jp

学会誌・研究報告バックナンバーのお求めは

学会誌・研究報告のバックナンバーを購入ご希望の方は，㈱毎日学術フォーラムまで
お申し込みください。

・学会誌　1部3,000円
・研究報告 1部1,300円

株式会社　毎日学術フォーラム
〒100-0003　東京都千代田区一ツ橋1-1-1パレスサイドビル2階
TEL ： 03-6267-4550 ／ FAX ： 03-6267-4555
Mail ： maf－sales@mycom.co.jp
URL ： http://maf.mycom.co.jp

■JSiSE 会員の方で「研究報告」の年間購読をご希望の方は、事務局までご連絡ください。この機会にぜひ年間購読されますようおすすめいたします。
■年間購読料　4,000円／年6回発行＜送料込＞

教育システム情報学会（JSiSE） 2013 年度 第 3 回研究会 研究発表募集

担当:小西達裕，林敏浩，安間文彦（研究会委員会）

「先進的な第二言語学習支援システム／一般」をテーマに，教育システム情報学会2013年度第3回研究会を下記のように静岡大学浜松キャンパスにて開催します.

■テーマ：先進的な第二言語学習支援システム／一般

■趣旨：

第二言語学習には早くから視聴覚機器や情報機器が取り入れられてきましたが、近年のコンピュータサイエンスの発展に伴い、高度な技術をベースとした魅力的な学習教育システム（電子教材を含む）が構築されるようになってきました。また第二言語学習における新しい教育手法を取り入れてデザインされた学習教育システムも数多く構築・運用されるようになっています。第３回研究会では先進的な第二言語学習支援システムをテーマに、コンピュータネットワーク、メディア処理、ユビキタス機器、自然言語解析、テキストマイニング、音声対話処理、対話エージェント、認知モデルなどの先端的技術を活用したシステム・教材、ならびに新しい教育手法を取り入れたシステム・教材の構築、及びそれらを活用した授業運用や自学自習支援などに関する研究発表を広く募集します．また，その他一般テーマの研究発表も歓迎しますので，奮ってご応募ください.

■開催日：2013年9月14日（土）

■開催場所：静岡大学浜松キャンパス情報学部（〒432-8011 浜松市中区城北3-5-1）
http://www.inf.shizuoka.ac.jp/about/access.html

■発表申込締切：2013年7月19日（金）

■原稿提出締切：2013 年 8 月 9 日（金）

■発表申込方法：

発表申込先に，電子メールで下記の項目をお送りください.
なお，メールの件名には「JSiSE第3回研究会申込」とお書きください。

（１）発表タイトル
（２）発表者（登壇者に○）
（３）所属
（４）概要（200字程度）
（５）連絡先住所，氏名，電話番号，電子メールアドレス
（６）その他，発表に関する要望

※発表申込締切：2013年7月19日（金）
※発表申込先：サイバー大学　　安間文彦　宛
E-mail：fumihiko_anma@cyber-u.ac.jp

■発表原稿の提出：

１．原稿サイズと枚数

原稿は，A4判で，２枚以上８枚以下の偶数枚でお願いします.

２．原稿の様式

学会Webサイトの研究会報告執筆要領ページに掲載しております「研究会報告執筆要領・見本」をご確認ください．その際，「英文アブストラクト」にかえて「和文アブストラクト」を記載してください.

[学会Webサイトの研究会報告執筆要領ページ] http://www.jsise.org/society/format.html

３．原稿送付方法と送付先

原稿は，フォント埋め込みされたPDF形式で，下記のメールアドレス宛に添付して送信して下さい．なお，原稿をPDFに変換する際に，図の解像度を明示的に指定し(300dpi以上)，鮮明に印刷可能であることを確認してください.

また，学会Webサイトの研究会報告執筆要領ページに掲載しております「著作物利用許諾書」をダウンロードし，必要事項をご記入の上，発表原稿と併せて電子メールでお送り下さい.

[学会Webサイトの研究会報告執筆要領ページ] http://www.jsise.org/society/format.html

※原稿提出締切：2013年8月9日（金）

※メールの件名：「JSiSE第3回研究会発表原稿（お名前）」でお願いします.

※原稿等送信先：サイバー大学　安間文彦　宛

E-mail：fumihiko_anma@cyber-u.ac.jp

■お問い合わせ，発表申込，原稿提出先：

サイバー大学　安間文彦

E-mail：fumihiko_anma@cyber-u.ac.jp

電　話：03-6895-0438

― 2013年度　研究会開催予定 ―

テーマ	開催日時	会場	申込締切	原稿締切（必着）
第2回研究会 ICTを活用した学習支援と教育の質保証／一般	7月14日(日)	千歳科学技術大学	5月17日(金)	6月7日(金)
第3回研究会 先進的な第二言語学習支援システム／一般	9月14日(土)	静岡大学浜松キャンパス	7月19日(金)	8月9日(金)
第4回研究会 教育・学習支援におけるユーザモデリングとデータマイニング／一般	11月9日(土)	北陸先端科学技術大学院大学	9月16日(月)	10月7日(月)
第5回研究会 スマートデバイスによるこれからの教育・学習環境／一般	2014年 1月25日(土)	高知工科大学	11月15日(金)	12月6日(金)
第6回研究会 新しい教育を切り開くICTの利用実践・開発研究／一般	3月15日(土)	名古屋学院大学	2014年 1月中旬	2014年 2月初旬

教育システム情報学会(JSiSE) 2013 年度 第 2 回研究会 参加募集

担当：不破 泰，小松川 浩，布施　泉，野崎浩成（研究会委員会）

【テーマ】ICT を活用した学習支援と教育の質保証／一般
【日　時】2013 年 7 月 14 日（日）
【会　場】千歳科学技術大学（北海道）

【趣　旨】

テーマは「ICT を活用した学習支援と教育の質保証／一般」です。

近年，進学率の上昇に伴い，大学は多様な学生を受け入れるようになりました。また，小中学校・高校では児童・生徒の学力格差が問題となっています。このように，小中高校，大学において，習熟度の異なる多様な学習者に対して，いかにして教育の質を保証していくのかが重要なテーマになっています。

そこで，本研究のテーマは，「ICT を活用した学習支援と教育の質保証／一般」とします。ICT を活用した学習支援，教材システム，学習支援の環境や技術，学習コンテンツの開発・評価など，e-Learning や学習支援に関する研究，ならびに，そのようなシステムやコンテンツの活用事例を通じた教育的な効果や有効性に関する研究を広く募集します。これらの研究を通じて，教育の質保証を図り，学力格差の是正や学習の質的の向上を目指します。

また，システム開発やコンテンツ作成をはじめ，教育実践や教材評価，カリキュラムの設計，学習科学，言語教育など，教育に関連した幅広い分野からの発表も歓迎いたします。職場の同僚や共同研究をしているグループなど，お誘い合わせの上，奮って，ご参加下さい。

【発表件数】　25 件　（申込は締切ました）
【プログラム】決定次第、学会 Web ページにてご報告いたします。

****
教育システム情報学会(JSiSE) 2013 年度　第 1 回研究会 開催報告
****

■テーマ：
「e ラーニング環境のデザインと組織マネージメント／
医療・看護・福祉分野における ICT 利用教育／一般」
■開催日　：2013 年 5 月 18 日（土）
■開催場所：放送大学
■担　当　：仲林 清，松居辰則，北村士朗，真嶋由貴恵，加藤泰久，櫻井良樹
■発表件数：14 件，参加者数：37 名
■概要：

第 1 回研究会は「e ラーニング環境のデザインと組織マネージメント／医療・看護・福祉分野における ICT 利用教育／一般」のテーマで，5/18（土）に，千葉幕張の放送大学で実施しました．発表件数は 14 件でした．e ラーニング関連では実際に実装・実践されているコンテンツやシステムを中心に 9 件の発表がありました．医療・看護・福祉分野からは 5 件の発表があり，同分野での e ラーニングの導入・実践が引き続き活発に行われている状況を知ることができました．質疑も活発に行われ，関心の高さを伺うことができました．参加者は 37 名，懇親会参加者は 16 名と，多数のご参加をいただきました．

国際会議のご案内

国際会議のご案内は、教育システム情報学会の会員のみなさんからの紹介や、インターネット上で流れている CFP 情報をもとに編集されています。会員のみなさんに紹介したい国際会議などがありましたら、ご連絡ください。

また、実際に国際会議に参加されたレポートなどを送っていただければ今後の国際会議の案内作成の際に大変参考になりますので、そちらのほうもお待ちしております。

2014 年 4 月開催

CHI 2014: The ACM CHI Conference on Human Factors in Computing Systems
- ■開催期間：April 26- May 1, 2014
- ■開催地　：Toronto, Canada
- ■ＵＲＬ　：http://chi2014.acm.org
- ■論文投稿スケジュール：Deadlines for Submissions(Papers & Notes): September 18, 2013

2014 年 3 月開催

ACHI 2014:
The Seventh International Conference on Advances in Computer-Human Interactions
- ■開催期間：March 23 - 27, 2014
- ■開催地　：Barcelona, Spain
- ■ＵＲＬ　： http://www.iaria.org/conferences2014/ACHI14.html
- ■論文投稿スケジュール： Submission deadline: October 28, 2013 (募集中)

AACE SITE2013: Society for Information Technology and Teacher Education
- ■開催期間： March 17-24, 2014
- ■開催地　： Jacksonville, Florida, US
- ■ＵＲＬ　： http://site.aace.org/conf/
- ■論文投稿スケジュール： Proposal Due: October 18, 2013 (募集中)

2013 年 11 月開催

ICCE 2013: The 21st International Conference on Computers in Education
- ■開催期間：November 18 - 22, 2013
- ■開催地　：Bali, indonesia
- ■ＵＲＬ　：http://icce2013bali.org
- ■論文投稿スケジュール：Paper Submission Due: May 6, 2013

2013 年 10 月開催

ECEL 2013: 12th European Conference on e-Learning
- ■開催期間：October 30-31, 2013
- ■開催地　：Sophia Antipolis, France
- ■ＵＲＬ　：http://academic-conferences.org/ecel/ecel2013/ecel13-home.htm
- ■論文投稿スケジュール：Abstract submission deadline: April 10, 2013
  Full paper due for review: May 29, 2013

CENTRIC 2013: The Sixth International Conference on Advances in Human-oriented and Personalized Mechanisms, Technologies, and Services
- ■開催期間：October 27 - November 1, 2013
- ■開催地　：Venice, Italy
- ■ＵＲＬ　：http://www.iaria.org/conferences2013/CENTRIC13.html
- ■論文投稿スケジュール：Full Paper: May 28, 2013

ACE 2013: The Fifth Asian Conference on Education
■開催期間：October 23 - 27, 2013
■開催地　：Osaka, Japan
■ＵＲＬ　：http://ace.iafor.org/
■論文投稿スケジュール：Abstract submission deadline: July 1, 2013
Full paper submission deadline: December 1, 2013

FIE 2013: 2013 Frontiers in Education Conference
■開催期間：October 23-26, 2013
■開催地　：Oklahoma USA
■ＵＲＬ　：http://fie2013.org
■論文投稿スケジュール：Abstracts Due: February 1, 2013
Preliminary Paper Deadline: April 1, 2013

CELDA 2013:
IADIS International Conference on Cognition and Exploratory Learning in Digital Age
■開催期間：October 22-24, 2013
■開催地　：Fort Worth, Texas, USA
■ＵＲＬ　：http://www.celda-conf.org
■論文投稿スケジュール：Submission Deadline (1st call): February 28, 2013

AACE E-Learn 2013 - World Conference on E-Learning in Corporate, Government, Healthcare & Higher Education
■開催期間：October 21-25, 2013
■開催地　：Las Vegas, Nevada, USA
■ＵＲＬ　：http://www.aace.org/conf/elearn/
■投稿スケジュール： Submissions Deadline: May 24, 2013

ITHET2013：
IEEE 12th International Conference on Information Technology Based Higher Education and Training
■開催期間：10-12 October 2013
■開催地　：Antalya, TURKEY
■ＵＲＬ　：http://www.ithet.boun.edu.tr
■論文投稿スケジュール：Deadline of one page abstracts June 28, 2013
Submission of full papers Aug.23, 2013

ICWL 2013：The 12th International Conference on Web-based Learning
■開催期間：October 6-9, 2013
■開催地：Kaohsiung, Taiwan
■ＵＲＬ：http://icwl2013.tajen.edu.tw/
■論文投稿スケジュール：Abstract submission deadline: April 8, 2013
Paper submission deadline: April 15, 2013

ICEM 2013: The International Council for Education Media
■開催期間：October 1-4, 2013
■開催地　：Singapore, Singapore
■ＵＲＬ　：http://icem2013.ntu.edu.sg
■論文投稿スケジュール：Deadline for submission of abstracts: March 31, 2013

新入会員の紹介

下記の皆様方が、新しくご入会されました。

●新入会正会員・準会員　　2013/4～2013/5

名前	所属機関	会員種別	名前	所属機関	会員種別
夛田一貴	筑波大学	準会員	尾崎拓郎	大阪教育大学	正会員
中島美佐穂	池坊短期大学	正会員	中河亜希	佐賀大学	正会員
小宮弘之	名古屋文化短期大学	正会員	楠浦崇央	Techno Prpducer 株式会社	正会員
石井嘉明	富士ソフト株式会社	正会員	馬上宗一郎	安田女子大学	準会員
樋口三郎	龍谷大学	正会員	岩崎日出夫	東海大学	正会員
高木　悟	工学院大学	正会員	本吉達郎	富山県立大学	正会員
池田宏祐	岡山県立大学	準会員	油川ひとみ	東京医科大学	正会員
須田孝之	神奈川県立平塚工科高校	正会員	清水將統	北里研究所　北里大学病院	正会員
三宮有里	順天堂大学	正会員	山本卓司	神戸大学	準会員
朝倉千寛	学校法人電子開発学園九州	準会員	松木孝幸	東京家政大学	正会員
東るみ子	青山学院大学	正会員	平井千津子	東京家政大学	正会員
金田重郎	同志社大学	正会員	徳野淳子	福井県立大学	正会員
上西秀和	濁協医科大学	正会員	岸本一樹	大阪府立大学	準会員
崔　亮	北陸先端科学技術大学院大学	正会員	吉富　潤	九州工業大学大学院	準会員

正会員	21
準会員	7

新　入　会　員　募　集

教育システム情報学会は、教育分野における情報通信技術の利用に関する学術研究・調査および情報交換を支援し、教育への情報通信技術の利用を普及させることをその目的としています。

定期的に開催される研究会・セミナーなどに、研究成果を発表できることや、 そのほか、定期刊行物の論文誌やニューズレター、研究報告書などがお手許に届きます。

教育分野における情報通信技術の利用に関する学術研究に興味のあるお知り合いの方がおられましたら、是非ご紹介をいただきますようお願い申し上げます。

■お申込み方法■

入会をご希望の方は、入会申込書は学会Ｗｅｂページ（http://www.jsise.org/）に掲載しておりますので（ＰＤＦファイル）ダウンロードしていいただき、必要事項をご記入の上、 学会事務局にご郵送または、FAX か、メールにてお送りいただきますようお願いいたします。

ご入会の手続きをいたしますので、後日、事務局から入会金や年会費のお支払い方法などの詳しい資料を送付します。

※現在、本学会開催の研究会等で、会場にて新規お申し込みいただいた方には、
入会金無料・その場で、学会誌最新刊を進呈させて頂くというキャンペーンを行っております。
そちらも、合わせてご案内いただきますようお願い致します。

■学会事務局宛■

〒533-0005　大阪市東淀川区瑞光 3 丁目 3-25-101 号
教育システム情報学会事務局　宛
TEL/FAX 06-6324-7767　　Email：secretariat@jsise.org

事　務　局　よ　り

★☆年会費納付のお願い☆★

2013 年度年会費の請求書を 2 月末より 3 月初旬にかけて郵送させていただきました。
請求内容をご確認いただき、2013 年 9 月末までにご入金ください。

また、前年度以前の未納が続きますと、ご入金が確認できるまで、学会発送物をお止めさせて頂く場合がございます。また、未納が 3 年度分を過ぎますと、規約により除名手続きを進めさせていただくこととなります。未納のある会員様は事務局までご連絡をいただければ、期日を過ぎましても受け付けておりますので宜しくお願い致します。

ご不明な点がございましたら、事務局までメールにてお問い合わせ下さい。

JSiSE 事務局 E-mail：secretariat@jsise.org

※ご登録いただいております情報に変更がございましたら、変更届を事務局までご連絡ください。
ご連絡が無い場合、学会発送物がお届けできない場合がございます。

◎振込先◎

■銀行名　：ゆうちょ銀行　支店名：019 店
■当座預金：0709632　※00180-6-709632
■口座名義：教育システム情報学会

■銀行名　：池田泉州銀行　支店名：上新庄支店
■普通預金：13440
■口座名義：教育システム情報学会　家本 修

◎年会費のご案内◎

■正会員：7,000 円
■準会員：4,000 円
■企業･団体会員：50,000 円
■研究報告年間購読：4,000 円
■入会金：1,000 円（初年度のみ）

協　賛　・　後　援　の　お　知　ら　せ

Ⅰ　日本感性工学会
「第 15 回日本感性工学会大会」協賛
日時：平成 25 年 9 月 5 日(木)～7 日(土)
会場：東京女子大学

Ⅱ　ヒューマンインタフェース学会
「ヒューマンインタフェースシンポジウム 2013」協賛
日時：平成 25 年 9 月 10 日（火）～9 月 13 日（金）
会場：早稲田大学

Ⅲ　日本情報科教育学会
「日本情報科教育学会第 6 回全国大会」協賛
日時：平成 25 年 6 月 29 日（土）～6 月 30 日（日）
会場：東海大学　高輪キャンパス

法人化検討委員会より

本学会の法人化に対しては、以前から、方針・方向などを既にお伝えしてきましたが、来年4月を目指して一般社団法人とすべく、作業してまいりました。今回、法人化にとってもっとも大切な定款について大凡のまとまりを得ましたので、それを提示し、会員各位のご意見をいただきたく、お願いするものであります。

資料として、次ページより
1)定款(案)
2)規則(案)
3)比較表(定款と現会則)
4)パブリックコメント用紙

を添えます。パブリックコメント用紙については後日、事務局の方から皆様に電子ファイルでお送りしますので、何かご意見、コメント等があればお寄せください。整理の都合上、ご意見などがあれば、“6月28日(金)までに学会事務局宛て” jsise@osaka-ue.ac.jp にお送りいただくことをお願いいたします。

(H25.5.28)

資料1)【定款(案)】

第1章　総　　則

（名称）
第1条　この法人は、一般社団法人教育システム情報学会（Japanese Society for Information and Systems in Education）と称する。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　この法人は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育・学習と産業の発展に寄与することを目的とする。

（事業）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 学術研究大会、研究会、討論会、講演会、講習会などの開催
(2) 機関誌及び図書の発行
(3) 国内外の学会・協会との連携及び協力
(4) 教育・学習のためのシステムに関する情報の収集及び公表
(5) 上記に関する実績の表彰
(6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、国内及び国外において行う。

第3章　会員及び社員

（法人の構成員）
第5条　この法人に、次の会員を置く。
(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 名誉会員　この法人に特別の功績があり、理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人
(3) 学生会員　学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人
(4) 賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）における、この法人の社員は概ね正会員50人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 社員は、正会員による社員選挙で選出される。社員選挙を行うために必要な規程は別に定める。
4. 正会員は、前項の社員選挙に立候補することができる。
5. 社員選挙において、社員は、他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事会は、社員を選出することはできない。
6. 社員選挙は、隔年ごと2月に実施されるとし、社員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、社員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員の解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員の選任と解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。
7. 社員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、次に掲げる社員の権利を、この法人に対して行使することができる。
(1) 定款の閲覧等の権利
(2) 社員名簿の閲覧等の権利
(3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
(4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等の権利
(5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
(6) 計算書類等の閲覧等の権利
(7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
(8) 合併契約等の閲覧等の権利

（入会）
第6条　この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。
2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)
第7条　会員は、入会の時及び毎年、入会金及び会費を納入しなければならない。
2. 学生会員及び賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

（任意退会）
第8条　会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、退会することができる。

（除名）
第9条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。
(1) この法人の定款または規則に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
(3) その他の正当な事由なき行為をしたとき
2. 除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。

（会員の資格喪失）
第10条　前2条の場合（任意退会、除名）のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 会費を3年以上滞納したとき
(2) 全ての会員の同意があったとき
(3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
(4) 当該会員が成年被後見人または被保佐人になったとき

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）
第11条　会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、

未履行の義務は、これを免れることができない。
2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第４章　社員総会

（構成）
第 12 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

（権限）
第 13 条　社員総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 入会の基準及び会費並びに入会金の額
(3) 会長、理事及び監事の選任または解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額またはその規程
(5) 各事業年度の事業報告及び決算
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

（開催）
第 14 条　社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、臨　　時社員総会として、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 15 条　社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
2. 総社員の議決権に対して 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集理由を付して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第 16 条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)
第 17 条　社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（定足数）
第 18 条　社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ開催することができない。

（決議）
第 19 条　社員総会の決議は、出席した社員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は社員として決議に加わることはできない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 理事、及び監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散、及び残余財産の処分
(5) その他、法令またはこの定款で定められた事項
3. 理事、及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

（議決権の代理、及び書面決議）
第 20 条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。
2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使するときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第 1 項、及び 2 項の場合における第 18 条（定足数）、及び第 19 条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

（決議の省略）
第 21 条　理事または社員が、社員総会の決議事項について提案した場合、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の決議が社員総会であったものとみなす。

（議事録）
第 22 条　社員総会の議事については、議事録を作成する。
2. 出席した会長、及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第５章　役　　員

（役員の設置）
第 23 条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理事　15 名以上 25 名以内
(2) 監事　2 名以内
2. 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。
3. 副会長は理事の中から、会長が指名する。
4. 会長、及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

（役員の選任等）
第 24 条　役員は、社員総会において、これを選任する。
2. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。
3. 各理事について、当該理事、及びその配偶者または 3 親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 以下とする。監事についても同様とする。
4. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 以下とする。監事についても同様とする。

（理事の職務・権限）
第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令、及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 会長、副会長、及び業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）
第 26 条　監事は、理事の職務の執行、及びこの法人の業務並びに財産の状況を監査し、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事、及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務、及び財産の状況を調査することができる。
3. 以上のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

（役員の任期）
第 27 条　理事の任期は選任後 2 年以内に、また監事の任期は選出後 4 年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第 28 条　役員を、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により行わなければならない。

（報酬等）
第 29 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

（競業利益相反取引の制限）
第 30 条　理事が次に掲げる取引をする場合は、その取引の重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
(3) この法人がその理事の債務を保証すること
(4) その他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（役員の損害賠償責任の一部免除）
第 31 条　この法人は、法人法に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

（役員の任務責任の免除）
第 32 条　役員がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、規定「法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除」にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

第６章　理事会

（構成）
第 33 条　この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

（職務と権限）
第 34 条　理事会は、次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 社員総会の日時、及び場所並びに目的である事項の決定
(3) 規則及び規程の制定並びに変更または廃止
(4) 理事の職務の執行の監督

（開催）
第 35 条　理事会を、通常理事会として、毎事業年度 4 回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 会長以外の理事から、決議事項を示して招集の請求があったとき
(3) 監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

（招集）
第 36 条　理事会は、法令、及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

（議長）
第 37 条　理事会の議長は、会長がこれに当る。

（定足数）
第 38 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）
第 39 条　理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は理事として決議に加わることはできない。

（決議の省略）
第 40 条　理事が、理事会の決議事項について提案した場合、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 41 条　役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
2. 前項の規定は、第 25 条第 6 項（3 ヶ月に 1 度の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第 42 条　理事会の議事については、議事録を作成する。
2. 出席した会長、副会長、及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第 7 章　資産及び会計

（事業年度）
第 43 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（資産の管理・運用）
第 44 条　この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める会計規程による。

（事業計画、及び収支予算）
第 45 条　この法人の事業計画、及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（事業報告、及び決算）
第 46 条　この法人の事業報告、及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表、及び正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録
2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。

（会計原則）
第 47 条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第 8 章　定款の変更、合併、及び解散等

（定款の変更）
第 48 条　この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

（合併等）
第 49 条　この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部を譲渡することができる。

（解散）
第 50 条　この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決、その他法令で定められた事由により解散することができる。

（剰余金の処分制限）
第 51 条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金を分配することはできない。

（残余財産の処分）
第 52 条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　委員会及び支部等

（委員会及び支部）
第 53 条　この法人の事業を円滑に運営するために、理事会の決議により、必要な業務に対して委員会、及び必要な地に支部（以下、委員会及び支部という）を設置することができる。
2. 委員会及び支部の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（事務局）
第 54 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には事務局長、及び所要の職員を置く。
3. 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て会長が任免する。
4. 事務局の組織、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章　情報公開等

（備付け帳簿、及び書類）
第 55 条　この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿、及び書類を備え、保管しなければならない。
(1) 定款
(2) 会員名簿
(3) 役員の名簿
(4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(5) 第 45 条の書類（事業計画、及び予算）
(6) 第 46 条第 1 項の書類（事業報告、及び決算書類）
(7) 監査報告書
(8) 運営組織、及び事業活動の状況を記載した書類
(9) 認定、許可、認可等、及び登記に関する書類
(10) 定款に定める機関のうち、理事会、及び社員総会の議事に関する書類
(11) その他法令で定める帳簿並びに書類
2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

（公告）
第 56 条　この法人の公告は、電子公告による。
2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章　補　則

（委任）
第 57 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

1. この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(H25.5.28)

資料 2)【規則(案)】(会員，入会・会費，役員，委員会，支部に関する規則)

第１章　目　　的

第１条　この規則は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

第２章　会員の種別、入会基準、及び会費等

（入会）
第２条　本会に入会を希望する者は、第３条から第６条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、入会金 1,000 円及び当該年度分の会費を納入し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。
(1) 学生会員として入会する者
(2) 特別な事情があると理事会が認めた者
2. 名誉会員、及び賛助会員は入会金を要しない。
3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書並びに入会金を要しない。

（正会員）
第３条　正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。
2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。ただし、大学院に在学する者は、学生会員の身分を継続できる。

（名誉会員）
第４条　名誉会員は、別に定める名誉会員候補者推薦基準により、理事会の承認を得て、社員総会で推薦された個人とする。

（学生会員）
第５条　学生会員は、大学院（修士課程及び博士課程)、大学学部、短期大学、高等専門学校及びこれらに準ずる学校に在学する個人とする。

（賛助会員）
第６条　賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人、または団体とする。

（年会費の額と会誌の配布等）
第７条　正会員の年会費は 7,000 円とし、会誌を配布する。
2. 名誉会員は年会費を要せず、会誌を配布する。
3. 学生会員の年会費は 4,000 円とし、会誌を配布する。
4. 賛助会員の年会費は１口 50,000 円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低１部とし、 口数による配布部数は別に定める。
5. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。
6. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、購読員を設ける。購読員の購読員費、配布基準は別に定める。

（年会費の納付の扱い）
第８条　賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年４月から翌年３月の年額前納を原則とし、複数年分を一括納入することができる。
2. 賛助会員は、その年度の会費を、毎年５月末までに支払うものとする。
3. 会費の滞納が１年以上に及ぶときは、会誌の発送を停止する。停止した会誌は会費を完納した場合でも配布を受けられない。

第３章　役員

（会長の職務）

第 9 条　会長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

（副会長の職務及び分掌）
第 10 条　副会長は、代表理事として、会長とともにこの法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
2. 副会長の分掌事項は次により、具体的な業務内容は理事会において定める。
(1) 中長期的な学会運営企画・政策に関する事項
(2) 個々の事業活動に関する困難事項の対応処理、複数業務に跨る事項の調整、その他

（理事の職務及び分掌）
第 11 条　会長及び副会長以外の理事は、業務執行理事として、この法人の業務を分掌する。理事の分掌事項は原則として次により、具体的な業務内容は理事会において定める。
(1) 総務：社員総会・理事会に関する事項、定款及び一般規則の改廃に関する事項、事業計画及　　び事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代会長・名誉会員に関する事項、役員選出に関する事項、支部に関する事項、個人情報保護に関する事項、倫理規定に関する事項、事務局の人事・待遇、その他の分掌に属さない事項
(2) 財務： 収支予算及び決算、財産の管理・処分、出納及び会計管理、本会に対する寄付行為に関する事項、その他会計に関する事項
(3) 企画：将来展開における学会年度活動計画の立案・推進、研究・教育プロジェクトの実施・推進、及びその評価に関する事項
(4) 広報：会員間の情報共有・情報創成、及び会員外への情報発信における事項
(5) 学会誌： 学会誌に関する事項、知的財産権に関する事項、その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項
(6) 英文誌： 英文誌全体の企画・調整、その他英文誌に関する事項
(7) 人材育成：教育・学習支援環境を介した人材育成に関する事項
(8) 研究会： 研究会開催等の立案・実施に関する事項、 及び学会研究活動における基盤的機能の構築・推進に関する事項
(9) 全国大会：全国大会等事業に関する事項、並びに協賛・後援に関する事項
(10)顕彰: 組織運営、研究活動等に顕著な功績者や活躍者に対する顕彰・表彰に関する事項
(11) 国際化：国際交流、国際会議開催・共催等、国際的活動の展開・推進に関する事項

（監事の職務）
第 12 条　監事は、定款に定める職務を行う。

第４章　委員会等

（委員会等の設置・廃止）
第 13 条　定款に定める委員会等（研究会等を含む）の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

（委員会等の組織）
第 14 条　委員会等は会員をもって組織する。ただし、必要な場合には、会員外の専門家を委員に加えることができる。
2. 委員会の委員、及び委員長等は、別に定める当該規程により選定する。なお、委員等の呼称は当該規程等に定めることができる。
3. 委員長は、委員会等を統括する。副委員長等は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その業務を代行する。

（委員会の構成）
第 15 条　委員会は常置委員会と時限委員会で構成する。
2. 常置委員会は学会活動の基盤を成す
・企画委員会
・広報委員会
・人材育成委員会
・学会誌委員会
・英文誌委員会
・研究会委員会
・全国大会委員会

・顕彰委員会
・国際化委員会
から成る。
3. 常置委員会の委員長、副委員長は理事がそれに当たる。
4. 時限委員会は1年または2年で短期的、かつ緊急に必要な事項を解決するために設置され、その委員長は原則として副会長が当たる。

（委員の任期）
第16条　委員等の任期は、別に定める当該規程による。

（委員会等の計画）
第17条　委員会等は、指定された時期までに、翌年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出しなければならない。

（委員会等の報告）
第18条　委員会等は、毎年3月末までにその年度の事業概要報告を、また委嘱事項が終了した場合には、その経過及び成案に関する報告を理事会に提出しなければならない。

（委員会等の運営規程）
第19条　委員会等を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならない。
(1) 目的、事業内容
(2) 名称、組織、構成
(3) 存置期間
(4) 委員の呼称、選定方法、任期
(5) 運営方法

（委員会等報告の対外発表）
第20条　委員会等としての意見を、教育システム情報学会の公的意見として、外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第5章　支　部

（支部の設置・廃止）
第21条　支部の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

（支部の事業）
第22条　支部は、原則としてその地域に在住する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

（支部の地域）
第23条　支部の地域は、次の通りとする。

北海道	（北海道）
東海	（静岡県、岐阜県、愛知県、三重県）
北信越	（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県）
関西	（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、その他現既存支部に属さない都・県）
中国	（岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県）

（支部規約）
第24条　支部の運営は、支部規約により行う。
2. 支部規約には、次の事項を規定する。
(1) 名称
(2) 事務所の所在地
(3) 地域と所属する都道府県名
(4) 事業
(5) 支部役員の構成及び選定方法

(6) 支部総会及び役員会に関する事項
(7) 支部の設置及び運営、または改廃に関する事項
(8) 経理、その他必要な事項
3. 支部規約を制定もしくは改廃するときは、支部総会の承認を得て、その結果は速やかに理事会に報告し、承認を得なければならない。

（支部の役員）
第 25 条　支部には次の役員をおく。
(1) 支部長：1 名
(2) 副支部長：若千名
(3) 支部幹事：若干名
2. 支部長等は各支部の会員の意見を参考に社員総会にて選出される。
3. 支部役員の担務は次の通りとする。
(1) 支部長は、支部の事務を統括し、支部総会、支部役員会を招集してその議長となる。
(2) 支部長に事故あるときは、支部長があらかじめ指名した副支部長がその職務を代行する。
(3) 支部幹事は、支部長を助けて支部の事業を遂行する。

（支部の経費）
第 26 条　支部の経費は、支部への予算配分額等により支弁する。
2. 支部への予算配分額の算定方法は別に定める

（理事会への提出事項）
第 27 条　支部長は、翌年度の事業計画案及び予算案を 3 月の指定された時期までに、その年度の事業報告を 4 月の指定された時期までに、 理事会に提出しなければならない。 また、支部総会は、本部の社員総会開催前に開催し、支部総会で審議可決された結果は速やかに理事会に報告しなければならない。

（支部長会議）
第 28 条　支部長会議は、会長が適宜招集するものとする。

第 6 章　雑　則

（会議の議事録）
第 29 条　社員総会の議事録は、法令及び定款の定めるところにより作成し、議長（会長）及び出席した代表理事（副会長）が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。
2. 理事会の議事録は、法令及び定款の定めにより作成し、出席した代表理事（会長及び副会長）及び出席した監事が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。
3. 委員会及び支部等の議事録は、開催日時、場所、出席委員の氏名、及び議事の経過要領とその結果を記録し、最低 5 年保管する。

（会計帳簿、書類）
第 30 条　会計帳簿及び証拠書類は、法令及び定款のほか別に定める会計規程により、これを作成・保管しなければならない。

（規程の制定と改廃）
第 31 条　この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て定める。

附　則

1. 本規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

資料 3）教育システム情報学会・定款と会則の比較

定款(案)	会則[従来]
第 1 章 総則	第 1 章 総則
（名称） 第 1 条　この法人は、一般社団法人教育システム情報学会（Japanese Society for Information and Systems in Education）と称する。 （事務所） 第 2 条　この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。	第1条 本会は、教育システム情報学会（Japanese Society for Information and Systems in Education）と称する。 第2条 本会は、本部を大阪府大阪市東淀川区瑞光3-3-25 ﾊﾟﾃｨｵ白川101 号に置く。 第3条 本会は、理事会の承認を得て、必要な地域に支部を置くことができる。
第 2 章 目的及び事業	第 2 章 目的および事業
（目的） 第 3 条　この法人は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育・学習と産業の発展に寄与することを目的とする。 （事業） 第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 学術研究大会、研究会、討論会、講演会、講習会などの開催 (2) 機関誌及び図書の発行 (3) 国内外の学会・協会との連携及び協力 (4) 教育・学習のためのシステムに関する情報の収集及び公表 (5) 上記に関する実績の表彰 (6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業は、国内及び国外において行う。	第4条 本会は、教育・学習のためのシステムに関する学術的情報の交換と研究・開発・利用を支援し、教育と産業の発展に寄与する事を目的とする。 第5条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。 (1) 学術研究大会、研究会、討論会、講演会、講習会などの開催 (2) 機関誌および図書の発行 (3) 国内外学会・協会との連絡および協力 (4) 教育・学習のためのシステムに関する情報の収集 (5) 上記に関する実績の表彰 (6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業
第 3 章 会員及び社員	第 3 章 会員
（法人の構成員） 第 5 条　この法人に、次の会員を置く。 (1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人 (2) 名誉会員　この法人に特別の功績があり、理事会の推薦と社員総会の承認を得た個人 (3) 学生会員　 学生であって、この法人の目的に賛同して入会した個人 (4) 賛助会員　 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）における、この法人の社員は概ね正会員 50 人の中から 1 人の割合で選出される代表会員とする。 3. 社員は、正会員による社員選挙で選出される。社員選挙を行うために必要な規定は別に定める。 4. 正会員は、社員選挙に立候補することができる。 5. 社員選挙において、社員は、他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事会は、社員を選出することはできない。 6. 社員選挙は、隔年ごと 2 月に実施されるとし、社員の任	第6条 会員は以下のとおりである。 (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人 (2) 準会員 本会の目的に賛同して入会した学生（大学院生を含む） (3) 企業・団体会員 本会の目的に賛同して入会した企業・団体 (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった者で、理事会の推薦を経て承諾された個人 第7条 本会の会員になろうとする者は、入会金（１，０００円）・会費を添えて、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員とする。 第8条 本会の会費は、以下のとおりとする。 (1) 正会員年額 ７，０００円 (2) 準会員年額 ４，０００円 (3) 企業・団体会員年額 ５０，０００円（一口）

期は4月1日から翌々年3月31日までの2年とする。ただし、社員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員の解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起を請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員の選任と解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする）。 7. 社員に欠員が生じた場合は、再選挙により欠員を補充することができる。欠員により選任された社員の任期は、前任者の残任期間とする。 8. 正会員は、次に掲げる社員の権利を、この法人に対して行使することができる。 (1) 定款の閲覧等の権利 (2) 社員名簿の閲覧等の権利 (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利 (4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等の権利 (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利 (6) 計算書類等の閲覧等の権利 (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利 (8) 合併契約等の閲覧等の権利 （入会） 第 6 条　この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申し込み、その承認を受けなければならない。 2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。 (経費の負担) 第 7 条　会員は、入会の時及び毎年、入会金及び会費を納入しなければならない。 2. 学生会員及び賛助会員は、入会金を納めることを要しない。 3. 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。 （任意退会） 第 8 条　会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、退会することができる。 （除名） 第 9 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。 (1) この法人の定款または規則に違反したとき (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき (3) その他の正当な事由なき行為をしたとき 2. 除名が決議されたときは、その会員に対して通知するものとする。 （会員の資格喪失） 第 10 条　前 2 条の場合（任意退会、除名）のほか、会員は、	(4)　名誉会員年額 不要 なお、会員の支払期限は、当該年度の９月末迄とする。 第9条　正会員、準会員および名誉会員は、機関誌等の配布を受け、会員として権利を行使することができる。但し、第8条で定める支払期限迄に会費を支払わなかった会員は、会費の支払期日以降、機関誌等の配布を受ける権利を失うものとする。また、その会員が支払期限後に会費を支払ったとしても、不払期間に発行された機関誌等の配布は受けられないものとする。 第10条 企業・団体会員は、本会の事業の成果の報告を受けることができる。なお、一口につきその企業・団体に所属する者を２名まで正会員として登録できる。 第11条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。 (1)　退会 (2)　当該年度を含め３年分以上会費を支払わない場合 (3)　禁治産および準禁治産の宣告 (4)　死亡、失踪宣告、団体会員にあってはその団体の解散 (5)　除名 第12条 会員で退会しようとする者は、会費を完納した上理由を付して退会届を提出しなければならない。 第13条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の議決を経て除名されることがある。 (1)　会費を滞納したとき (2)　会員としての義務に違反したとき (3)　本会の名誉を傷付け、または本会の事業を妨害する行為のあったとき 第14条 会員は、退会しまたは除名された場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 会費を 3 年以上滞納したとき (2) 全ての会員の同意があったとき (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき (4) 当該会員が成年被後見人または被保佐人になったとき （会員資格の喪失に伴う権利及び義務） 第 11 条　会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。 2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。	
第 4 章 社員総会	第 6 章 会議（第 38 条～第 46 条）
（構成） 第 12 条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。 （権限） 第 13 条　社員総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 入会の基準及び会費並びに入会金の額 (3) 会長、理事及び監事の選任または解任 (4) 理事及び監事の報酬等の額またはその規程 (5) 各事業年度の事業報告及び決算 (6) 定款の変更 (7) 解散及び残余財産の処分 (8) その他、社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項 （開催） 第 14 条　社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。 （招集） 第 15 条　社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。 2. 総社員の議決権に対して 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集理由を付して、社員総会の招集を請求することができる。 （議長） 第 16 条　社員総会の議長は、会長がこれに当たる。 (議決権) 第 17 条　社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。 （定足数）	第38条 評議会は、必要ある毎に会長がこれを招集する。 第39条 通常総会は、毎年１回、会長が招集する。 ２．臨時総会は、理事会の議決を経、または監事の請求があるとき招集する。 第40条 会長は、会員総数の５分の１以上から、会議に付議すべき事項および理由を記載した書面を提出して、総会の招集を請求されたときは、遅滞なく臨時総会を招集しなければならない。 第41条 総会の招集は、少なくとも１０日以前に、議案を示した書面をもって、または機関誌に公示して通知する。 第42条 次の事項は、通常総会に提出して、その承認を受けなければならない。 (1) 事業計画および収支予算 (2) 事業報告および収支決算 (3) その他理事会において必要と認めた事項 第43条 総会は、会員総数の１０分の１以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状をもって、あらかじめ意志表示をした者は、出席者とみなす。 第44条 総会の議事は、出席会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。 第45条 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。 第46条 会議の議事録は、議長が作成し、議長および出席者２名以上が記名、捺印して保存する。

第 18 条　社員総会は、総社員の過半数が出席しなければ開催することができない。 （決議） 第 19 条　社員総会の決議は、出席した社員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は社員として決議に加わることはできない。 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 (1) 会員の除名 (2) 理事、及び監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散、及び残余財産の処分 (5) その他、法令またはこの定款で定められた事項 3. 理事、及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。 （議決権の代理、及び書面決議） 第 20 条　社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。 2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使するときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。 3. 第 1 項、及び 2 項の場合における第 18 条（定足数）、及び第 19 条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。 （決議の省略） 第 21 条　理事または社員が、社員総会の決議事項について提案した場合、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の決議が社員総会であったものとみなす。 （議事録） 第 22 条　社員総会の議事については、議事録を作成する。 2. 出席した会長、及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。	
第 5 章 役員	第 4 章 役員および評議員
（役員の設置） 第 23 条　この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事　15 名以上 25 名以内 (2) 監事　2 名以内 2. 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。 3. 副会長は理事の中から、会長が指名する。 4. 会長、及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。 （役員の選任等） 第 24 条　役員は、社員総会において、これを選任する。 2. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。	第15条 本会には、次の役員、評議員をおく。 (1)　役 員 理 事 ２５名（うち会長1 名、副会長２名） 監 事 ２名 (2)　評議員 ２４名 第16条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。 ２．会長に事故があるときまたは欠けたとき、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。 ３．副会長は、会長を補佐し、会務を処理する。

3. 各理事について、当該理事、及びその配偶者または 3 親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 以下とする。監事についても同様とする。 4. 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 以下とする。監事についても同様とする。 （理事の職務・権限） 第 25 条　理事は、理事会を構成し、法令、及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。 2. 会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。 3. 副会長は、法令、及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。 4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。 5. 会長、副会長、及び業務執行理事は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （監事の職務・権限） 第 26 条　監事は、理事の職務の執行、及びこの法人の業務並びに財産の状況を監査し、監査報告を作成する。 2. 監事は、いつでも、理事、及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務、及び財産の状況を調査することができる。 3. 以上のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。 （役員の任期） 第 27 条　理事の任期は選任後 2 年以内に、また監事の任期は選出後 4 年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2. 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 （役員の解任） 第 28 条　役員を、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により行わなければならない。 （報酬等） 第 29 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することが	第17条 理事は、理事会を組織し、本会の義務を議決し執行する。 第18条 監事は、民法（５９条）に定めた職務を行う。 第19条 評議員は、評議会を組織して会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。 第20条 本会の会長、次項の会長指名の理事を除く理事、監事、評議員の半数は、正会員のうちから正会員および名誉会員の選挙により選任する。 ２．会長は、任期の初頭において評議員の半数および企業・団体会員から理事1 名を指名し、理事の中から２名の副会長を指名する。 第21 条 役員および評議員の選挙は２会計年毎に行う。 ２．選挙および第２０条の選任に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。 第22条 役員および評議員は通常総会において就任する。 第23条 会長の任期は２会計年度とする。会長を除く役員および評議員の任期は４会計年度とし、２会計年度毎に半数宛改選する。 第24条 役員および評議員に欠員の生じた場合は、会長が推選した者を理事会の議決を経て補充することが出来る。 ２．上記で補充された役員および評議員の任期は、前任者の残任期間とする。 第 25 条 役員および評議員は、他の役員および評議員を兼ねることはできない。

できる。 2. 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。 （競業利益相反取引の制限） 第 30 条　理事が次に掲げる取引をする場合は、その取引の重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。 (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引 (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引 (3) この法人がその理事の債務を保証すること (4) その他、理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引 2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。 （役員の損害賠償責任の一部免除） 第 31 条　この法人は、法人法に規定される役員の法人に対する損害賠償責任について、法令に定める要件（善意でかつ重大な過失のないとき）に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。 (役員の任務責任の免除) 第 32 条　役員がその任務を怠ったときは､この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、規定「法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除」にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。	
第 6 章 理事会	第6章 会議（第33条～第37条）
（構成） 第 33 条　この法人に理事会を置く。 2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。 3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。 （職務と権限） 第 34 条　理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 社員総会の日時、及び場所並びに目的である事項の決定 (3) 規則及び規程の制定並びに変更または廃止 (4) 理事の職務の執行の監督 （開催） 第 35 条　理事会を、通常理事会として、毎事業年度 4 回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 会長が必要と認めたとき (2) 会長以外の理事から、決議事項を示して招集の請求があったとき	第33条 理事会、評議会および総会の議長は、会長とする。 第34条 監事、委員長、事務局長および支部長は理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。 第35条 理事会は、毎年２回以上会長が招集する。ただし、理事現在数の２分の１以上から会議に付すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。 第36条 理事会は、理事現在数の２分の１以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。 第37条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(3) 監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき （招集） 第 36 条　理事会は、法令、及びこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。 （議長） 第 37 条　理事会の議長は、会長がこれに当る。 （定足数） 第 38 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。 （決議） 第 39 条　理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、議長は理事として決議に加わることはできない。 （決議の省略） 第 40 条　理事が､理事会の決議事項について提案した場合、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。 （報告の省略） 第 41 条　役員が、役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。 2. 前項の規定は、第 25 条第 6 項（3 ヶ月に 1 度の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない。 （議事録） 第 42 条　理事会の議事については、議事録を作成する。 2. 出席した会長、副会長、及び監事は、これに署名または記名押印しなければならない。	
第 7 章 資産及び会計	第7章 資産および会計
（事業年度） 第 43 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。 （資産の管理・運用） 第 44 条　この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める会計規程による。 （事業計画、及び収支予算） 第 45 条　この法人の事業計画､及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様	第47条 本会の資産は、次のとおりとする。 (1)　財産目録記載の財産 (2)　入会金および会費 (3)　事業に伴う収入 (4)　資産から生ずる果実 (5)　寄付金品 (6)　その他収入 第48条 資産を分けて、基本財産および運用財産の２種とする。 ２．基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載す

とする。 （事業報告、及び決算） 第 46 条　この法人の事業報告、及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 正味財産増減計算書 (5) 貸借対照表、及び正味財産増減計算書の附属明細書 (6) 財産目録 2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。 （会計原則） 第 47 条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。	る資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。 ３．運用財産は、基本財産以外の資産とする。 ４．寄付金品にあって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。 第49条 基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、会長が保管する。 第50条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。 第51条 本会の事業遂行に要する経費は、入会金、会費、事業に伴う収入、および資産から生じる果実その他の運用財産をもって支弁する。 第52条 収支予算で決めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。 ２．借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても前項と同様とする。 第53条 本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
第 8 章 定款の変更、合併、及び解散等	第9章 規約の変更ならびに解散
（定款の変更） 第 48 条　この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。 （合併等） 第 49 条　この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部を譲渡することができる。 （解散） 第 50 条　この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決、その他法令で定められた事由により解散することができる。 （剰余金の処分制限） 第 51 条　この法人は、会員その他の者に対し、剰余金を分配することはできない。 （残余財産の処分） 第 52 条　この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）第 5 条第 17 号に掲げる	第58条 本規約は、理事会の議決および総会において出席会員数の３分の２以上の議決を経なければ変更することができない。 第59条 本会の解散は、理事会の議決及び総会において出席会員数の４分の３以上の議決を経なければならない。 第60条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において出席会員数の４分の３以上の議決を経て本会の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	
第 9 章 委員会及び支部等	第5章 委員会および事務局
（委員会及び支部） 第 53 条　この法人の事業を円滑に運営するために、理事会の決議により、必要な業務に対して委員会、及び必要な地に支部（以下、委員会及び支部という）を設置することができる。 2. 委員会及び支部の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。 （事務局） 第 54 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。 2. 事務局には事務局長、及び所要の職員を置く。 3. 職員のうち重要な職員（就業規則上の特別管理職）は、理事会の承認を得て会長が任免する。 4. 事務局の組織、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	第26条 本会の事業を円滑に行うため、理事会の議決を経て必要な委員会を置き、業務の執行を補助させることができる。 第27条 前条による委員会に委員長を置く。 ２．委員長は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。 第28条 委員会の事務室を、委員長の所属機関に置くことができる。 第29条 委員会に関する規程は、理事会の議決を経て別に定める。 第30条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。 ２．事務局には、事務局長および職員を置くことができる。 第31条 事務局長は、理事会の議決を得て会長が任免する。 ２．職員は会長が任免する。 第32条 事務局長および職員は有給とすることができる。
	第8章 支部
	第54条 支部には、支部長１名を置く。 第55条 支部長は支部の事務を総括する。 第56条 支部は特別会計とし、本会からの令達予算と、支部において収得した財産によって経費を支弁するものとする。 第57条 支部に関する規程は、支部において立案し、理事会の議決を経て別に定める。
第 10 章 情報公開等	
（備付け帳簿、及び書類） 第 55 条　この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿、及び書類を備え、保管しなければならない。 (1) 定款 (2) 会員名簿 (3) 役員の名簿 (4) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 第 45 条の書類（事業計画、及び予算） (6) 第 46 条第 1 項の書類（事業報告、及び決算書類） (7) 監査報告書 (8) 運営組織、及び事業活動の状況を記載した書類 (9) 認定、許可、認可等、及び登記に関する書類 (10) 定款に定める機関のうち、理事会、及び社員総会の議	

事に関する書類 （11）その他、法令で定める帳簿並びに書類 2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。 （公告） 第 56 条　この法人の公告は、電子公告による。 2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	
第 11 章 補則	第10章 補則
（委任） 第 57 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。	第61条 本規約施行についての規則は、総会の議決を経て別に定める。
附則	付則
2.　この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。	

資料４）パブリック・コメント用紙

※以下のような書式を、後日電子ファイルにてメーリングリストで配布、または Web ページに掲載いたします。そちらをご利用ください。

※送付先

教育システム情報学会事務局：jsise@osaka-ue.ac.jp

※受付期限

６月２８日 (金)

【可能であれば名前、メールアドレス:　　:　　】

<<定款>>

番号	条番号	項番号	対象文章	コメント, 質問, 変更要求等	備考
1	2		…大阪府大阪市…	(質問)事務所の住所はこんな大まかなものでよいのか。	(例)
2	5	1	学生会員	(コメント)学生会員の定義はこれでよいのか。例えば、在職ドクターは先に身分が社会人であって、学生になったものを指すが、この場合学生会員か正会員のどちらだろうか。	(例)
1					
2					
3					
4					
5					

<<規則>>

番号	条番号	項番号	対象文章	コメント, 質問, 変更要求等	備考
1					
2					
3					
4					
5					